

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 出雲崎町 (都道府県: 新潟県)
 本事業の担当部局名 総務課地域政策室企画係

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)							
個別事業名	出雲崎町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 令和4 年度					
対象経費支出予定額 ※(注)1	900,000 円							
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p>出雲崎町の人口(国勢調査)は昭和35(1960)年以降、減少の一途をたどっており、最新の令和2(2020)年国勢調査では4,113人となっている。高齢化率は43.9%と少子高齢化が進行し、国立社会保障・人口問題研究所によると2045年には総人口が2,462人になると予測されている。人口減少の要因としては、出生数の減少による自然減と20~39歳代の転出超過による社会減が挙げられる。就職・結婚を機に若者世代が転出することで、さらに出生数が減少する悪循環を生じている。また、令和元年における当町の婚姻率(人口千人あたり)は2.2であり、全国平均4.8を大きく下回っている。そのため、若い世代の転出抑制及び定住促進に向けた施策の推進が急務となっている。</p> <p>町では令和2年3月に「第2期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、出生率の向上や若者世代への支援など、人口増加をもたらす施策に重点的に取り組み、令和27年(2045)年での人口3,000人維持を目指している。</p> <p>同計画における3つの基本目標の1つとして「若い世代の希望をかなえる町づくり」を掲げ、妊娠・出産・子育て、社会人としての自立まで一貫したサポート体制を構築し、未就学児数および若者転入者数の増加に向けた取り組みを行っている。</p> <p>本事業は上記基本目標における結婚支援の取組に位置づけられ、事業の実施により、結婚に対して前向きな機運の醸成を図る。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合					
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合					
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合					
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合					
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用					
	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用							
【その他独自要件】								
2. 申請見込								
①新規世帯見込	上記のうち	<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td>ともに29歳以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td></td> </tr> </table>	2	世帯	ともに29歳以下	1	世帯	
2	世帯							
ともに29歳以下	1							
世帯								
【積算根拠】	29歳以下 1件 60万 30歳~39歳 1件 30万							
【令和4年度申請状況】 (令和4年4月~令和5年1月) 申請見込世帯数 0 世帯								
②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無 無						
	対象経費支出予定額	世帯 円						
3. 広報の実施予定								
・町の広報紙、ホームページによる広報の実施								

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	未就学児数(0～5歳児)	人	160 (令和6年)	130 (平成31年)
	若者転入者数(20代～40代の転入者数)	人/年	66 (令和2～6年)	46 (平成27～30年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.56	
	婚姻件数	件	13	
	婚姻率		2.2	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	<アウトプット>			
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	40	
	<アウトカム>			
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	40	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	【結婚支援の取組】 県の婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の登録料を助成する。 【県ボランティア開拓事業の周知】 地域の世話焼き人制度等の県事業を周知し、公認登録等を促進する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内の観光施設運営者に対し、チラシ配架等の協力を依頼し、幅広い対象者に情報を提供する。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。